

大阪体育学会第53回大会 基調講演

我が国のスポーツ政策の動向  
— 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けて —  
The trend of sport policy in Japan  
— The view of The Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games —

森岡 裕策\*

Yusaku Morioka

**成山** それでは、本日のシンポジウムに先駆けまして基調講演に入らせていただきます。本日のテーマは「我が国のスポーツ政策の動向— 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けて—」としまして、文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課長の森岡裕策先生をお迎えしております。森岡先生どうぞよろしくお願いいたします。森岡先生は和歌山県にお生まれになり、中学校高校を和歌山で過ごされ、筑波大学ならびに大学院で学ばれ、都立高校にご就職なされました。その後、和歌山にお戻りになられ、文部科学省へ、そして和歌山県にまた引き戻された後、また文科省に引き戻され、現在、スポーツ振興課長というお立場でおられます。和歌山のご縁をいただきまして、本日ここにお招きすることができ、我々も本当に光栄に思っております。司会進行係は、大阪産業大学の成山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**森岡** 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課長の森岡でございます。現在、文部科学省のスポーツ・青少年局には、体育・スポーツに関しまして3つの課と1つの参事官があります。一つはスポーツ青少年企画課、

もう一つは我々地域スポーツや障害者スポーツを担当しておりますスポーツ振興課、もう一つは国際競技力向上、オリンピック、あるいはワールドカップラグビーやアンチ・ドーピングなどを担当しております競技スポーツ課です。もう一つは学校体育や運動部活動を行う体育参事官です。その他に学校健康教育課や青少年課がありますが、体育・スポーツに関して所掌している課・参事官は4つです。これらが平成27年10月1日にスポーツ庁が設置されると増えます。それは後ほどお話しますが、今日、いただいたお題が「我が国のスポーツ政策の動向」です。また、「オリンピック・パラリンピックで日本を、大阪を元気に」という大きなテーマもいただいております。

2013年は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決まった年ではありますが、前半では日本のスポーツ史上最大の危機だと言われた年でありました。まず、「我が国のスポーツの現状について」ということと、「スポーツ基本法・スポーツ基本計画について」、そして「スポーツ指導者の資質能力向上について」。これは、先日公表したばかりで、大阪体育大学の土屋先生にも大変ご協力いただいで策定したものです。4番目には「スポーツ庁設置に向けて」、最後に「2020年に向けた

\* 文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課

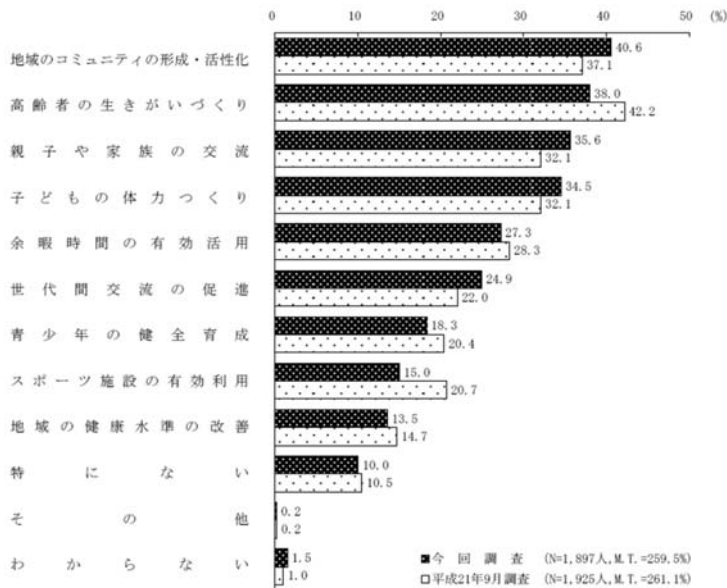
スポーツ政策の推進」について本日はお話をさせていただきます。

### 1. 我が国のスポーツ現状について

まず、スポーツに対する関心やスポーツ振興の効果についてお話をします。体力・スポーツに関する世論調査の結果から（図1）、「地域のコミュニティの形成・活性化」が地域におけるスポーツ振興の1番の効果であると出ています。次に「高齢者の生きがいづくり」、「親子や家族の交流」、「子供の体力づくり」、「余暇時間の有効活用」などが挙げられています。スポーツにはこのような効果や効能があるという調査結果が出ています。また、オリンピックをはじめとするワールドカップといった国際競技大会で日本選手が活躍することをどう思いますかという質問に対しては（図2上段）、約9割の人が「関心がある」と答えています。また、国際競技大会を我が国で開催することについてどうですかという質問に対しては（図2下段）、「好ましい」とする者の割合が92%ありました。

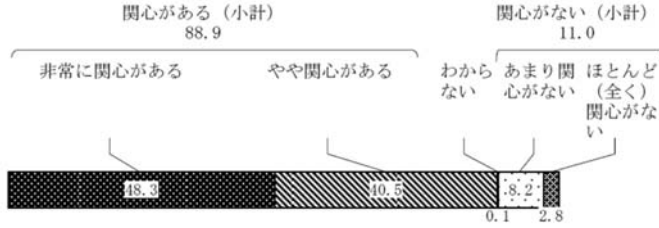
一方で、我々もなでしこジャパン（女子サッカー日本代表チーム）が優勝したり、オリンピックで金メダルを取ったり、ワールドカップで優勝すると、その時は大変盛り上がりますが、それは一過性じゃないか。スポーツは本当に我々の生活、文化として根付いているのかどうか考えさせられます。やはりスポーツを日常の、あるいは文化として根付かせる必要があるのではないかと思います。

子供の1週間の総合運動時間の分布ですが（図3）、中学生の女子では、体育の授業を除いて1週間で60分未満の人が21%もいます。これは多分中学生になってから急に運動しなくなったわけではなく、小学校の頃には既に13%の女子が運動しない、スポーツしないという結果が出ています。ということは、幼児期から運動習慣がないのだろうとされています。これは日本だけの話だけではなく、IOCの前会長であるジャック・ロゲ氏も、若者のスポーツ離れが進んでいて、いわゆるスクリーン病ともいわれているスマートフォン、パソコン、テレビゲームなど、スクリーンの中

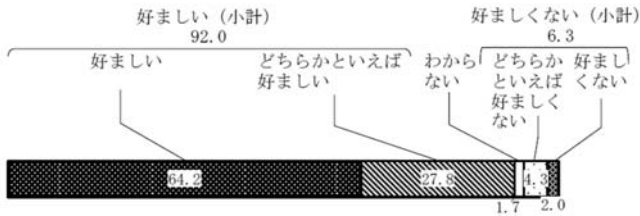


出典 「体力・スポーツに関する世論調査」(平成25年1月調査)

図1 地域におけるスポーツ振興の効果

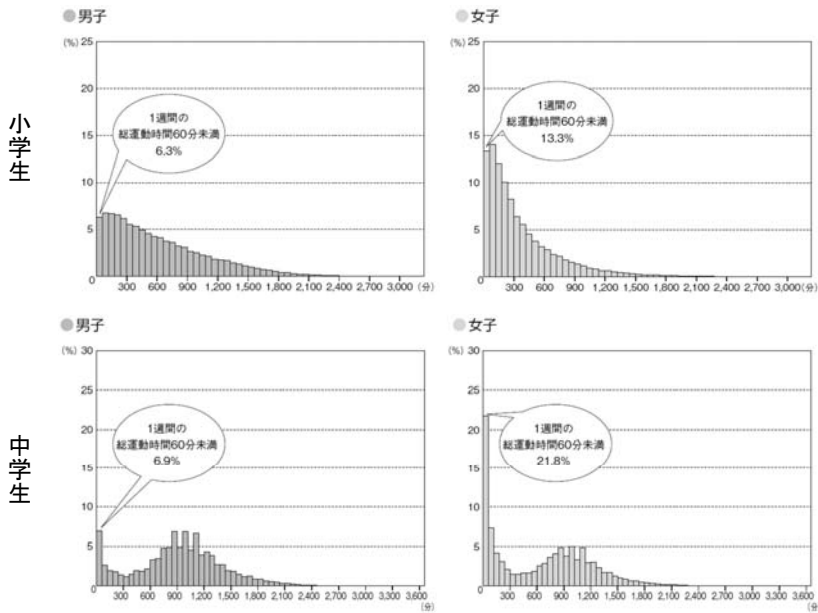


国際大会が我が国で開催することについて



出典 「体力・スポーツに関する世論調査」(平成25年1月調査)

図2 国際大会での日本選手の活躍について



出典 「平成26年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)

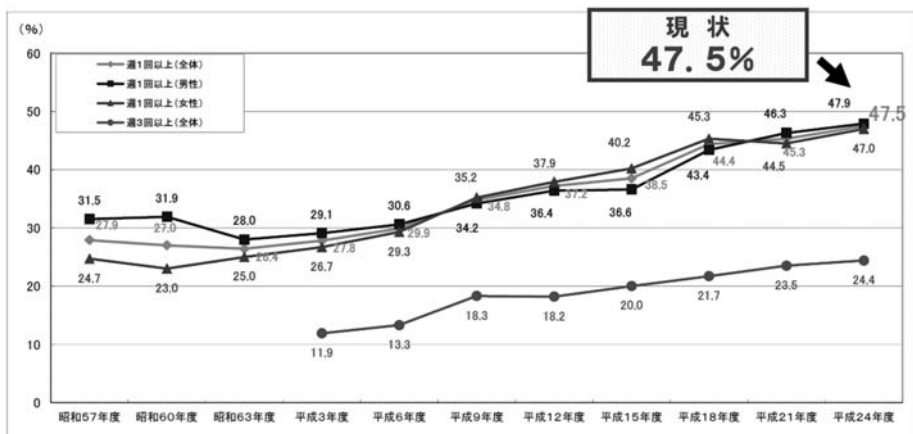
図3 子どもの運動習慣の現状 1週間の総運動時間

で完結する世界に若者たちが入り込んでいて、実際に外で遊んだり、みんなとコミュニケーションをとってスポーツをすることが少なくなっていると言われていています。このことは、日本でも同じような傾向があります。例えば、親の影響で町道場へ剣道へ連れられて行った、お母さんがママさんバレーをやるから球拾いについて自分もバレーボールを始めた、などのきっかけの1つとして親、家庭というのは大事だと思います。この運動習慣のない子供たちが大人になって結婚し、子供が生まれた時、全ての家庭が当てはまるわけではありませんが、多分このような家庭ではスポーツを見たり、したり、支えたりということが少なくなる恐れがあるのではないかと危惧しています。

20歳以上の週1回のスポーツ実施率を我々の1つの指標にしています(図4)。それが今47.5%ですが、これが高いのか低いのか分かりません。こちらはライフステージ別に見たときのものですが(図5)、やはり、学生の皆さんも含めて20代と30代でスポーツ実施率が低い。年齢が上がれば上がるほど、実施率が高くなるというのは、これはある意味当たり前かなと思われるところがあります。運動・

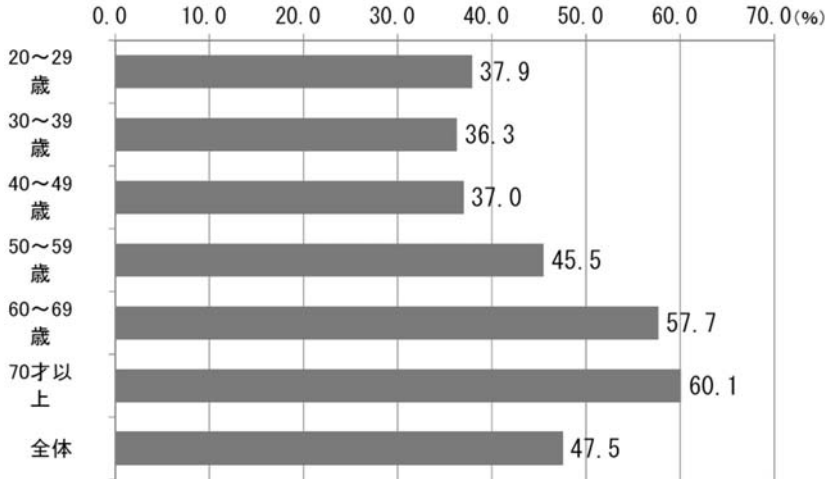
スポーツを行わない理由を聞いたところ、20代と30代の方は社会人になって仕事が忙しい、家事・育児が大変で、スポーツどころではないという答えが返ってきています。つまり、スポーツは忙しいからしない、暇になったらスポーツをするぐらいの価値しかないのではないか。逆を言えば、年齢が上がってくればくるほど時間があり、暇があるからスポーツを実施するという理屈になるわけです。それでは、本当にスポーツが世の中に、我々の生活の中に根付いていると言えるのか。私はそうではないのではないかと思います。何とかこの若者世代が実際にスポーツをすることに結びつけようと施策を打っていますが、それには特効薬はありません。

ありませんが、今後、この現状からどう対策を練るのかといことを考えなければならぬと考えております。話は戻りますが、47.5%という数字が高いのか低いのかということについて、例えば北欧のフィンランドやノルウェー、スウェーデンあたりですと、全く同じ基準での国際比較はできませんが、スポーツ実施率が約8割から9割になります。日照時間が少ないのに、何故8割から9割もあるのかと思うのですが、こういった北欧地域のス



出典 「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計  
 ※昭和57年度～平成21年度内閣府実施、平成24年度文部科学省実施

図4 成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移



出典 「体力・スポーツに関する世論調査」(平成25年1月調査)に基づく文部科学省推計

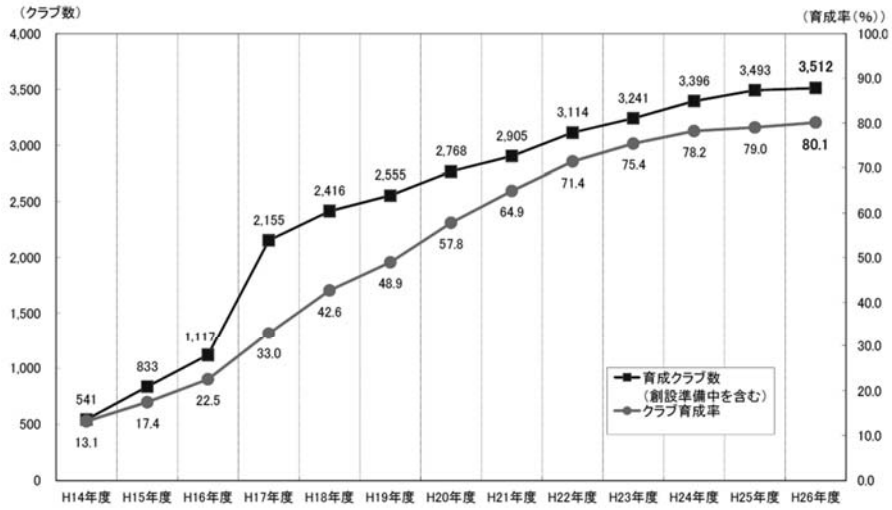
図5 成人(年代別)の週1回以上の運動・スポーツ実施率

スポーツ実施率は高い傾向にあります。日本はかつてよりも右肩に上がってきているように見えますが、それでもまだまだ半分にもいかないという現状にあります。

「総合型地域スポーツクラブの育成」について(図6)、本会場である大阪産業大学が中心になり運営されている「いきいき大東スポーツクラブ」を前に私も見せてもらいました。学会の席ではなく全く違うところで、総合型地域スポーツクラブという名前を聞いたことある人に手を挙げてくださいと言うと、大体2割か1割にも満たないぐらいの人しか名前を知らない。これは我々の責任であり、まだまだ認知度が低い。私がちょうど文科省に来た平成7年にモデル事業として開始してから、約20年かけて3,500のクラブが全国に設立されました。市町村の設置率は80.1%となっています。現在のクラブのキーワードとしては「自立」、100年たっても潰れないクラブを作ろうとしています。ただし、3,500の内、法人格を取得しているクラブは642となっており、大部分が任意団体です。法人格というのは皆さんご承知のようにNPO法人、一般社団法人、公益財団法人等ですが、それが642しかない。また、

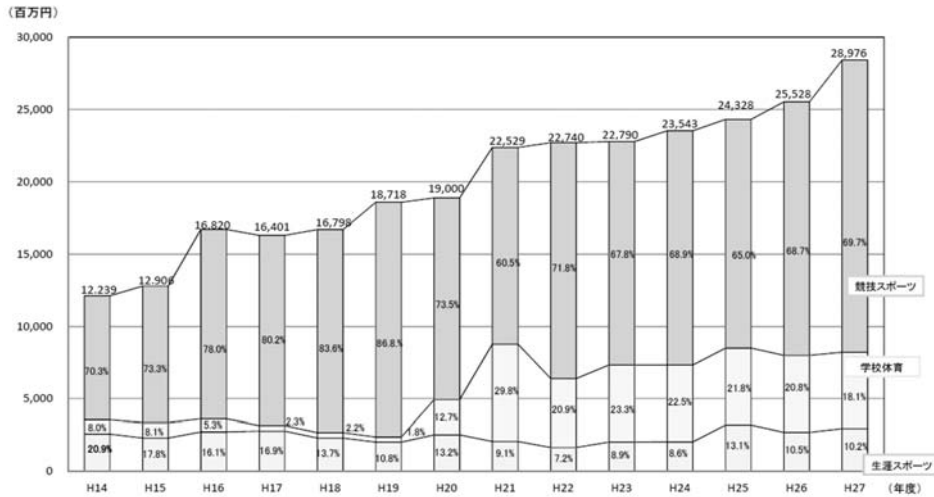
地方自治体から指定管理を受けているクラブが163と、まだまだ少ない状況にあります。

これは国のスポーツ予算です(図7)。ずっと右肩に上がってきています。平成26年度は255億円で、6割から7割弱が競技スポーツ、いわゆるトップスポーツ、エリートスポーツ、ハイパフォーマンススポーツ関係が予算を占めています。学校体育は2割、地域スポーツは1割程度と、大体年度が変わり、額が変わってもこの割合はほとんど変わりません。平成17年度から19年度では8割強が競技スポーツ関係の予算になります。いわゆる強化、あるいはナショナルレーニングセンターなどの施設を整備するための予算が占めています。このデータは少し古いもので、地方におけるスポーツ関係歳出を示しますが(図8)、何もスポーツ関係予算というのは国だけにあるのではなくて、例えば大阪府にもありますし、和歌山県にもあります。それを今から20年前の平成7年を100とした場合、そのとき1兆84億円ほどありましたが、47都道府県を全部足し込んで見てみても、大体半分ぐらいまで減ってきている。地方全体のスポーツ予算が減っているのです。



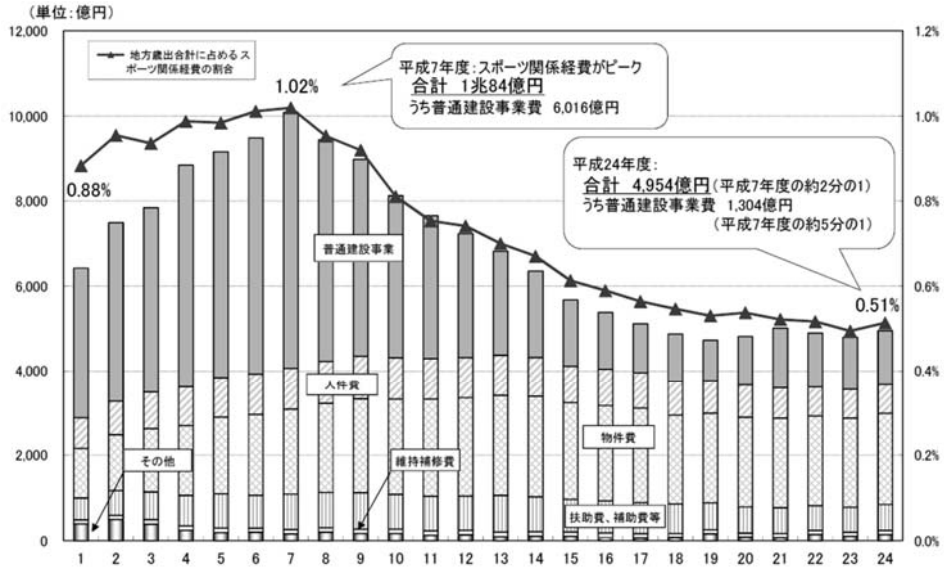
出典 「平成26年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」(文部科学省)

図6 総合型地域スポーツクラブ育成状況の推移



出典 文部科学省調べ

図7 文部科学省のスポーツ関係予算の推移



出典 総務省(自治省)「地方財政統計年報」に基づき文部科学省作成

図8 地方におけるスポーツ関係歳出

これは、皆さんもご存じのようにサッカーくじ「toto」の助成金額の推移(図9)と内訳(図10)です。売り上げは、今年1,000億円を超えました。売り上げの3分の1が国庫納付金、3分の1を地方公共団体、残りの3分の1をスポーツ団体へ助成しています。その助成金が平成25年度には179億円。これは過去最高で、今年も過去最高を更新します。平成19年には7,900万円程度と伸び悩んで下おりましたが、BIGという新商品を開発したこともあり、一挙に179億円まで配分できるようになりました。国の予算、いわゆる税金とは別に、地域のスポーツに活用される大きな財源になっていると言えます。

## 2. スポーツ基本法・スポーツ基本計画について

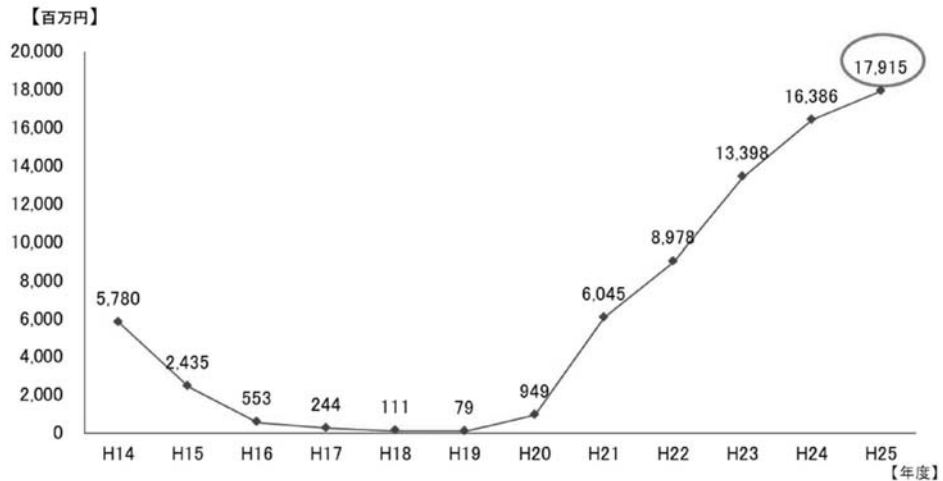
これは4年前になりますが、スポーツ基本法が超党派のスポーツ議員連盟による議員立法で制定されました。制定の経緯は、昭和39年に行われた前の東京オリンピックの3年前、国にはスポーツに関する基本的な法律がなく、社会教育法をもってスポーツ・レクリエーシ

ョン活動を推進してきた経緯がありました。

そこで、オリンピックのために制定されたのがスポーツ振興法です。それから50年経って、スポーツを取り巻く社会環境が大きく変わってきました。

まずはスポーツ人口が増えてきました。現在は、市民マラソンをはじめ、高齢者、スポーツ少年団と、スポーツ人口がどんどん増えている。例えば、ママさんバレーや早朝草野球など、総合型クラブも含めて、地域スポーツの実施者が増えてきています。また、IOC会長が「ミスターアマチュア」と言われたブランデー会長の際には、プロがオリンピックに出るといのはまかりならんという時代でしたが、今はそうではありません。国際化が進みドーピングや、スポーツに関する紛争が増加していますが、それらの規定が振興法にはなかったため、新たなスポーツ基本法を超党派のスポーツ議員連盟、国会議員の方々が議員立法で作られたのです。

この前文には「スポーツは世界共通の人類の文化」、「スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合



出典 文部科学省調べ

図9 スポーツ振興くじの助成金額の推移

(単位:百万円)

助成内容	平成25年度	
	件数	配分額
大規模スポーツ施設整備助成 (Jリーグスタジアムや冬季国体施設の改修を助成)	11	2,806
地域スポーツ施設整備助成 (グラウンド芝生化や老朽化した地域スポーツ施設の改修等を助成)	231	4,631
総合型地域スポーツクラブ活動助成	1,456	2,768
地方公共団体スポーツ活動助成 (地方公共団体が行うスポーツ教室の開催等を助成)	221	708
将来性を有する競技者(タレント)の発掘育成活動助成	71	1,237
スポーツ団体スポーツ活動助成 (スポーツ団体が行うスポーツ教室の開催等を助成)	738	3,146
国際競技大会開催助成(大規模な国際競技大会の開催を助成)	6	251
東日本大震災復旧・復興支援助成 ※ (被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業等を助成)	274	1,050
2020オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動支援助成	2	679
スポーツ振興基金助成における優秀な選手・指導者への個人助成への充当	-	640
合計	3,010	17,915

※「特定目的資金」として積み立てた資金を財源とする助成

出典 文部科学省調べ

図10 スポーツ振興くじの助成金額の内訳



的、計画的に推進」するという規定がありますが、スポーツ振興法にはこのような前文はありませんでした。

スポーツ基本法のスポーツに関する基本理念は8つあります。基本法の骨組みですが、まず「生涯にわたるスポーツ」ということで、若いときだけ、小学生のときだけ、大学生のときだけスポーツをするのではなくて、子供からお年寄りまで生涯にわたって継続してスポーツに親しみましようということ。もちろんこれは誰かに強制されてスポーツをするのではなく、自主的・自立的にスポーツをやましようということが前提にあります。2つめは「青少年のスポーツ」、3つめが「地域スポーツ」、4つめが「心身の健康の保持増進、安全の確保」。そして、5つ目は後ほど説明しますが、「障害者スポーツ」。6つ目に「競技水準の向上」、7つ目に「国際的な交流・貢献」、そして最後、8つ目に「公正・適切なスポーツの実施と国民の理解・支援」とあります。単なる施策ではなく、行政だけがやりなさいというわけではありません。スポーツ団体や関係者、学会もそうです。日本には様々な学会がありますが、そういったスポーツ関係学会にも共通する理念として規定されたものが、ここに掲げてある8つです。

そのスポーツ基本法に基づき、3年前に策定されたものが「スポーツ基本計画」です。これは「Activating Japan through Sport」。「of Sport」ではありません。50年前のスポーツ振興法では、スポーツそのものを振興するというものでした。例えば、バレーボールを振興する、サッカーの競技人口を増やすということがスポーツ振興法だとしたら、これはスポーツを通じて日本を活性化していくという大きな理念があり、スポーツを通じて目指す社会の姿というものが5つあります。これには優先順位はありません。「国際的信頼」、「社会経済の活力」、「青少年の健全育成」、「地域社会の再生」、そして「健康の保持増進」です。また、年齢や性別、障害等問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することがで

きるスポーツ環境を整備するというので、7つの施策があります。まず、「子供のスポーツ機会の充実」。これは先ほど中学生女子の運動習慣を見ましたが、子供のスポーツ機会を充実させていましようということ。もう一つは、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」です。そして、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」です。もう一つは、「国際的競技力の向上」です。これは二律背反するものではなくて、これらは「好循環を創出」していくものです。メダルを取ることによって普及も進み、普及が進むことによって、競技力も向上するというので好循環が生まれる。そして「国際交流・貢献の推進」をしていくということと、最後に「スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上」です。スポーツ界はお金でもめたり、役員でもめたり、代表選手の問題でもめたりしています。そういった透明性、公平・公正性、スポーツのインテグリティを向上させましようということ。です。

### 3. スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース）

2013年は「日本のスポーツ史上最大の危機！」だと言われた年であります。この年は皆さん、ご承知のように、スポーツ指導者による暴力行為が起きました。これは代表チームにおいて監督らが暴力行為を行っていたことのみならず、高校の運動部活動の現場でも、日常的に暴力行為が起っていたことが明るみにになりました。9月にオリンピック・パラリンピックの招致を控えており、外電で日本のスポーツ界は暴力が日常茶飯事になっていると打たれました。これはまずい。まずいというのは、もちろん、現場が、子供たちが、選手が危ないということです。それと同時に、オリンピック・パラリンピックを招致する国のスポーツ現場で暴力が起きているということが、IOC委員の耳にも届いていたということで、日本のスポーツ史上最大の危機だということになりました。そのため、2013年2月

5日に文部科学大臣がスポーツ指導における暴力根絶に向けて緊急メッセージを出しました。スポーツ指導から暴力を一掃するという根本原則に立ち戻り、スポーツ界を挙げて取り組むということです。コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚して、後進にしっかり指導できる能力を体得していくため、新しい時代にふさわしいスポーツの指導法が確立されるよう全力を尽くすというメッセージが出されました。それを受けて、私どもスポーツ振興課が中心になり、タスクフォースを立ち上げました。2013年4月9日にタスクフォースを設置して4月12日に第1回目の会議を開催しました。全5回の会議を開催しましたが、インナーの会議も数回、かなり夜遅くまでご専門の先生方にお越しいただいてやりました。第1回目のタスクフォースでは文部科学大臣自らが出席して挨拶をするとともに、3回目のタスクフォースでは現地視察ということで、国立スポーツ科学センターやNTCで指導を視察しました。また、第4回目には元プロ野球選手の桑田さんも発表され、少年野球の頃、PLにいた頃、巨人軍の頃のことも含めてかなり熱く議論を交わされました。そして、4月から約3カ月で報告書がまとめられ、7月2日に座長から提出されました。

これも釈迦に説法ですが、コーチングというのはいろいろな考え方があり、ビジネスでも部下を育成するに当たってコーチングということがよく言われます。このタスクフォースでいうところのコーチングとは、スポーツ基本法に基づいて作られており、競技者やチームを育成し、目標達成のために最大限のサポートをする活動のことをいうのだと定義しました。

これまでのコーチングとどこが違うのか、新しい時代にふさわしいコーチングとは何か。ここでは競技者やスポーツそのものの未来に責任を追う社会的な活動だということです。子供と選手と、あるいは生徒とコーチの一対一の関係ではない。個人的な活動ではない。社会的な活動であることを常に意識して行われ

るコーチングのことを新しい時代にふさわしいコーチングだということです。これも皆さん、何度も聞く話だと思うのですが、サッカーのフランス元代表チームの監督であるロジェル・メールという方がおっしゃった「学ぶことをやめたら、指導することもやめなければならない」という言葉が基本だということを、タスクフォースの中で何度も確認され、議論されました。それを受けて、今年度から新規事業で計上している「コーチング・イノベーション推進事業」。これは、今、タスクフォースで作られた報告書に基づいて立ち上げた新規事業で、3本あります。一つは、コーチング推進コンソーシアムを設置します。これは、文科省直轄でやります。もう一つは、モデル・コア・カリキュラムの作成で、これは日本体育協会に委託をしています。もう一つ、グローバルに活躍をするコーチ育成の在り方に関する情報収集・分析検証で、これは日本スポーツ振興センターへ委託しています。アスリートアントラージュの連携協力推進。アスリートアントラージュとは、英語とフランス語を掛け合わせしている言葉ですが、これは日本オリンピック委員会に委託しています。我々は役所ですけれども、スポーツ界の統括団体である日本体育協会と日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、スポーツ界全体が総力をもってやりましょうということが一つのポイントです。ついこの間、3月9日に行われましたが、全部で2回のコンソーシアムをやりました。この構成団体を見ていただきたいのですが、日本のスポーツ団体と言われるところはほぼ全て網羅しています。例えば、日本体育学会も入っています。全国体育系大学学長・学部長会も入っています。もちろん、日本レクリエーション協会も入っている。ほぼ考え得るスポーツ界と呼ばれているところの団体の代表がここに参画し、議論していただきました。後ほど出てきますが、「グッドコーチに向けた7つの提言」というのを一昨日に発出して、今後、これらの団体から各都道府県、あるいは現場までこれを浸透させていこうと

ということです。これは宣言ではなくて、何回か時代とともに新たに改定していくものだと考えています。

宣言というのは、1回宣言したら、なかなか文言は変わりませんが、これは7つの提言ということで、どんどん改定していきたいと考えています。コンソーシアムのメンバーですが、統括団体と言われているところ、大学とかクラブの団体のところ、一般体育を担当している全国大学体育連合というところ、体育系だけではなく団体の方々にも入っていただいております。また、いわゆる現場、アスリートと言われているところ、そして学識経験者と文科省が入っています。コンソーシアムはこういったメンバーで構成しています。このようなグッドコーチに向けた7つの提言を一昨日3月13日にしました。

今後、これをいかに現場で実践してもらうか、指導に行く前に、このことを頭に入れてやっていただけるかということが勝負です。提言を出すことが目的ではないと我々は思っています。これを出して、いかに現場でこれらのことを実践していただけるか、行動変容をしていただけるかが勝負です。これは、今コーチをやっている人もそうですし、学生の皆さんのように、これからコーチというか指導者になる人にとっても双方が大事なものだと思っています。今、やっているコーチだけではなくて、未来のコーチに対しても、これを発信していくということです。

アスリート・アントラージュ。アントラージュというのは、フランス語ですけれども、アスリートを取り巻く人ということでコーチだけではなくて、例えば、親、先生、トレーナー、ドクター、行政、メディア等を含めたものを指します。平成26年が終わろうとしている時、モデル・コア・カリキュラムの骨子の素案を出して了解されましたが、平成27年にその中身をよりブラッシュアップさせていく。平成28年には、それを定着、普及、啓発したいと考えています。

少し余談ですが、国際コーチングエクセレン

ス評議会 (ICCE) というところが夏季オリンピック競技国際連盟連合というところとイギリスのリーズ・メトロポリタン大学とでスポーツコーチングに関する国際的枠組みを作っています。そこで土台となる知識というのは、専門知識のみならず、対人知識、他者を理解するということと、自己理解知識、自分も認識して振り返るという知識が必要だとあります。これが国際的なスタンダードと言われるものですが、我々はこれをそのまま直輸入をしません。日本は日本の、例えば武道というような日本には素晴らしい文化がある。そういった日本の独自の素晴らしい文化をも加味してスポーツのコーチングの質を高めていく。ただし、こういった ICCE の枠組みも十分に参考にしながら、日本のオリジナリティを発揮していきたいと考えています。

また、「コーチ・ディベロッパー」というものもあります。いわゆるコーチを育成する人、コーチのコーチで、メンターと言われたり、ファシリテータと呼ばれたりもするものですが、コーチをコーチする「コーチ・ディベロッパー」に関する枠組みというものも ICCE が出していて、コーチ・ディベロッパーとは何か、ディベロッパーの役割、職務、求められるものが、国際的な基準として出されています。これも大いに参考にしながら日本の枠組みを作っていくことになると思います。

まとめると、新しい時代にふさわしいコーチング、コーチを確立するためには大学が大変重要な役割の一つになるわけです。一つは教育機関、人材を養成する機関として。一つは研究機関として。それぞれこの大学にはこういった中身で重要な役割があるということをぜひお願いしたいと思います。特に、大学においては、未来のコーチ、現役のコーチが新しい時代にふさわしいコーチとなるように育成のプロセスを改善充実していくミッションがあると思っています。

#### 4. スポーツ庁設置に向けて

皆さんご存じのように、本年10月1日にス

スポーツ庁ができます。一つは先ほども言いましたが、スポーツ基本法が制定されたことが背景にあります。もう一つは、オリンピック・パラリンピックが日本で開催される。今回のこの学会のテーマ「オリンピック・パラリンピックで日本を、大阪を元気に」するということです。

今まではスポーツの振興は文科省がやってきました。文科省以外にも厚労省、国交省、農水省、環境省で経産省、外務省がスポーツに関する施策を行っているので、それらを一元化し、司令塔的な役割を担うところがスポーツ庁です。

## 5. 2020年に向けたスポーツ政策の推進

最後になりました。「2020年に向けたスポーツ政策の推進」についてです。「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の意義」ということで、これは下村文科大臣がおっしゃったことですが、今度のオリンピック・パラリンピックをきっかけに、日本はもう一度失われていた夢や希望を取り戻す機会を得たということです。もう一つは、歴史を変え、人類の意識向上のきっかけにするのだ。単なるスポーツの祭典ではなく、スポーツを通じて今後の人間の生き方というものを示していく意気込みで取り組むということです。先ほど申しましたけれども、日本には武道にも見られるように、スポーツをただのスポーツで終わらせるのではなく、スポーツを通じて人の生きる道まで究めていこうという姿勢があります。IOCのある委員が、この日本の武道というものを今回のオリンピック・パラリンピックで示せたらいいねと言っていました。これは日本だけにしか見られないオリジナリティだということを数名のIOC委員が言っています。我々は当たり前過ぎて気付かないことですが、外国の方から見ると、この武道というのはすごいと思われています。オリンピック・パラリンピックの概要ですが、2020年の7月の24日から8月9日にオリンピックが、8月25日から9月6日にパラリンピックが開催

されます。また、皆さんもご承知のように追加種目をどうするかというのが、2016年8月のリオのIOC総会で決まります。いろんな競技が候補として出されますが、現在オリンピックは28競技、パラリンピックは22競技となっています。政府の体制ですが、今、文科大臣がオリンピック・パラリンピック担当大臣を兼務しています。オリンピック・パラリンピック担当大臣の下には、内閣オリンピック・パラリンピック室というのを設けています。文科省は文科省で専管的にやっているのですが、各省庁も協力してやっています。関係省庁次官級連絡会議、東京都との連絡会議ということもやっていますし、大会組織委員会と言われているところには評議員会、理事会というものがあります。また、調整会議というのがあります。オールジャパンの体制で、このオリンピック・パラリンピックを進めていこうとしています。

スポーツを除いて大会の準備に必要なこととして、オリンピック・パラリンピックを開くということには、単にスポーツだけに限らず、スポーツ以外のこともたくさん準備しなければいけません。例えば、テロやサイバーセキュリティといった「セキュリティ・安全安心」、地域交流・地域活性化といった「復興・地域活性化」、観客・関係者の円滑な「輸送」、「外国人旅行者の受け入れ」、競技施設・公共施設等の「バリアフリー」、文化プログラムの推進・支援といった「文化・環境等」が大事だと思っています。

2020年に向けてのスポーツ政策推進ということで、来年、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムを東京と京都でやる予定です。19年にはラグビーのワールドカップ、20年は東京オリンピック・パラリンピック。21年には関西広域連合で、関西ワールドマスタースゲームズを開催します。重要施策として、「オリンピック・パラリンピックスポーツレガシープログラム」というものがあります。これは一つにスポーツ・フォー・トゥモロー。世界のよりよい未来のために、未来を担う若者をは

じめ、あらゆる世代の人に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく取り組みです。具体的には、途上国に対して学校体育のカリキュラムとか運動部活動とか運動会のような日本独自の体育プログラムを輸出していきます。もう一つはスポーツによる地域活性化です。大きくは、スポーツを通じた健康長寿社会を作っていく、地域スポーツコミッションへの活動を支援していくということ。これはスポーツ庁におけるスポーツを通じた健康増進戦略ということで、特に、今まで我々のアプローチが不足していたスポーツに無関心な人を対象に考えています。皆さんは体育学会に入っているということから、スポーツに関心どころか、スポーツを生業としている人がほとんどですが、あるデータによると、スポーツに関心がある地域住民は3割で、7割が全くスポーツに興味がない。スポーツを見ないし、やりもしない人が7割いるというデータがあります。そこにアプローチしないとスポーツ実施率、スポーツ参画人口を増やすことができないだろうということ、その手段の一つとしてインセンティブによる無関心層のスポーツ実施を高めたいとしています。外発的動機付けも分かりませんが、スポーツをすることによってポイントをあげて、そのポイントを地域振興券といったものに換える。今まではスポーツが楽しいから、自分がスポーツ好きだからという内発的動機付けに期待していました。しかし、なかなかそれではスポーツ人口が増えないだろうということで、外発的動機付けであるインセンティブを付与することで、スポーツ活動を促そうと取り組んでいます。新潟県の見附市の例ですが、健康ポイントの制度としてウォーキングや、筋力トレーニングとか、いろんなスポーツ教室を開くことによって、国民健康保健だけではなく、3年間で国民医療費が10万円下がったというエビデンスがあります。町の財政が破綻しようとしていたり、高齢化して人口が少なくなってきたり、また地方で消滅する都市が896

も出てくると言われるような時代に、今、この国民医療費が圧迫してきている。外発的動機付けであったとしても、スポーツによって国民医療費が下がるのであればやりましょうということです。また、地域スポーツ環境を充実させていく必要もあり、総合型地域スポーツクラブや、5万人いるとも言われているスポーツ推進員の方々に活躍していただきたいと思っています。

最後の最後ですが、障害者スポーツ施策を移管するという話を聞いたことがあるかと思います。私どもスポーツ振興課の中に、この4月から障害者スポーツ振興室を設置しました。障害者スポーツとは、これまで社会参加や、リハビリの観点から厚生労働省が担当していました。しかし、スポーツ基本法にうたわれているということもあり、スポーツ庁の設置を待たずに、平成26年から私どもの課にスポーツ振興の観点からも一層推進していく必要があるということで、厚労省から文科省に移管して、スポーツ施策として一体的に取り組んでおります。もちろん、厚労省もリハビリの観点からは引き続きスポーツを手段としている施策があるので、引き続き連携していきますが、26年が17億円だったのに対し、来年は9億円増の26億円の予算で行っていく予定です。これまではスポーツ部局と障害者福祉部局がばらばらでスポーツを担当していました。例えば、この日曜日にマラソン大会をやりますということスポーツ部局でやっていたとしたら、もう一つの福祉部局がこの休みに車いすのスポーツ教室、マラソン大会をやりますというように、同じ日にバラバラのことをやっていました。このように横の連携が取れてない例がいっぱいあります。それを今後は、福祉部局とスポーツ関係部局とが一体となって実行委員会を設けて、スポーツ関係の団体と障害者スポーツ関係団体、福祉行政の団体が一緒になってスポーツを振興していく。今、47都道府県で一緒になってやっているのは、東京都と佐賀県だけです。厚労省から文科省に移管されたからといって、全

ての各都道府県ですぐ一緒にやりますというわけにはいきません。もちろん、市町村行政も同じです。同じですが、実行委員会を設けて、障害のあるなしに関わらずスポーツを楽しんでいくという社会を作るとするのが大事だと思っています。

ちょっと、時間をオーバーしましたが、この「Integrity of Sport」。7つの提言の最後にありましたが、スポーツの高潔性あるいは健全性が侵されている。あるいは損なわれているということ。これは、一つはドーピングです。あるいはさっき言った体罰や暴力の問題もそうです。この「Integrity of Sport」、健全性、高潔性を守っていくというのが、これから2020年に向けて大切なことだと考えています。

以上で、私のお話とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

**成山** どうもありがとうございます。時間がせまっておりますが、この際、是非とも2、3質問を受け付けたいと思います。フロアの方からどうぞ遠慮なく挙手をお願いいたします。

**佐藤** 大阪産業大学の佐藤と申します。きょうは、素晴らしいお話をありがとうございます。先生がおっしゃいますように、僕はオリンピックはまず成功すると思っています。しかし、その後、真の意味で日本の国民がスポーツを愛して、続けていくような環境を整えていくことが大事だと思います。最後から2番目にご紹介いただいた地域におけるスポーツの振興が多分、今後、その柱になるのかと思うのですが、中でも、健康ポイント制度。実は、私は兵庫県の豊岡市というところで、健康ポイント制度を導入して、成果を上げています。実際にやっていて気付いたことですが、最初のうちは皆さん、面白がってやられますが、あとなかなか持続しない。そこで、我々がちょっと市長と相談しまして、歩いたら、歩いた分のポイントを小学校に寄付すること

としました。これがとてもうまくいきまして、小学校の子供たちが、音楽室にピアノを入れたいから「おじいちゃん、歩いてよ」と言い始めるのです。そうすると、おじいちゃんが一生懸命歩いて、健康ポイントを寄付すると、地域の英雄になれます。僕は思ったのですが、もうそろそろ、スポーツを自分のためだけに、健康になるためだけにするということでは限界があって、誰か他者のために、特に、これから多くなる高齢者は次の世代のために自分が健康であって、なおかつ、運動の大切さを伝えていくというような、そういう流れを作っていくことが一つのテーマになりそうな気がします。それについて何か、既に文科省の中で考えられているようなことがあれば教えていただきたいと思います。

**森岡** ありがとうございます。まさに、おっしゃるとおりだと思います。来年度の4月に予算としてやろうとしているのですが、前倒しで総合特区において健康ポイント制度の大規模実証実験というのをやっています。これを行っているのは、見附市、伊達市、大田原市、浦安市、高石市、岡山市です。この間、高石市へ伺ったのですが、今、まさに先生がおっしゃったように、これは地方創生の粋ですが、うまくいっているところとうまくいっていないところがあります。今、1,700のうち、100ぐらいが健康マイレージと呼んだり、健康ポイントと呼んだりしています。今おっしゃったように、地域の商品券とか運動器具などを学校へ寄付するということは、自分が歩いたことが社会に還元されているという生きがいづくりや地域づくりに貢献し、いわゆる地域コミュニティが創生され、持続可能なまちづくりにつながるのだと思っています。我々も、まだ予算が通ってないのですが、この4月からやろうとしています。今おっしゃるとおりなことだと思っているので、また、注目しておいていただければ、あるいは逆に我々に教えていただければと思います。ありがとうございます。

**佐藤** また成果に期待しています。ありがとうございます。

**成山** もうお一人、どうぞ。

**富山** 大阪体育大学の富山です。お話を聞いていろんなことが整理できたと思っています。総合型地域スポーツクラブの話が、今日もいろんなところで出てまいりました。「Activating Japan through Sport」と言ったときに、スポーツというのは、スポーツ推進組織があるわけです。それは、つまり総合型への期待というのが非常に大きいのかと思います。今日のお話を聞いていて、健康づくりですとか、厚労省との連携というのが、パラリンピックも含めて非常に進んでいるということを感じています。スポーツが地域課題の解決だといった時に、総合型クラブに求められる役割というのは非常に大きくて、総合型クラブを通していろんな地域課題を解決していこうというような試みが現場レベルでは、どんどん出てきているのではないかと思います。振り返って国の連携の中で、厚労省以外の、例えばまちづくりだとか地域の防災だとか、セーフコミュニティづくりみたいなどころでの、総合型クラブを通しての国レベルでの横の連携、あるいはこんなクラブを通して、国の未来をつくっていこうというような考え方というのは、どのくらい進んでいるか。進んでいる方向性があるのでしょうか。

**森岡** 今のご質問に直接答えられるかどうか分からないですけども2点あります。1点は、今、見ていただいたように、20年間かかって3,500のクラブを作ってきたものの、我々はそれを評価してこなかった。例えば、2億円ぐらいで回すような総合型クラブもあるし、年間大体500万ぐらいで回しているところもあります。こういう大きいクラブから小さいクラブまであって、総合型が目指すべき姿、あるいは評価指標というものを作ろうとしています。もうすぐしたら、皆さんのお手元に届くと思いま

す。今、現在、調査研究をやっていて、評価指標というのと、クラブを自己点検しながら前に進めていこうということです。それはもちろんPDCAサイクルを回しながらやっていきます。これまでは文科省としては3,500という量的な拡大を求めてきたのですが、今後は100年持続可能なクラブを作るためにはどういふことが必要なのか。質的な充実を高めていく必要があるだろうと考えています。できては消え、できては消え。もう既に潰れていっている総合型クラブもあるので、これを何とか持続可能なクラブにさせたいというのが1点。もう1点は今後、総合型クラブに厚労省、国交省、農水省、経産省、外務省といった関係省庁がどうしていくのかということです。先ほど見ていただいたスポーツによる地域活性化、促進事業、推進事業によって、今後は総合型クラブが、例えば厚労省とどう関係するのか。あるいは国交省はまちづくり、公園整備とか。あるいは観光庁にとったらスポーツツーリズム、いわゆるスポーツコミッションの区分で、総合型とどう関係するか。あるいは、持っている地域課題を観光振興することによって課題が解決されるのか、されないのかみたいなことを考えていく必要があります。これから我々は地域事業を行っていくわけですが、実際にこれらの方もスポーツ庁に来るので、今後、直にコミュニケーションしながら、例えば、各論である総合型クラブを厚労省的に見たり、健康増進という点から見たりしてはどうか。あるいは総合型というのはまだまだ障害者の方が入っているクラブは少ないので、これをどうしていくのか。障害者のスポーツという観点の切り口から見るときにクラブをどうするのか。外務省から見たときにスポーツ外交というのは必要だ。そのためには総合型もどんどん国際交流していかないといけない。僕の個人的なアイデアですけども、例えば、JICAが何かを使ってこういうことができますよといったことを、今後一つずつ詰めていく必要があるのだろうと思っています。お答えになったかどうか分かりません。

**富山** ありがとうございます。

**成山** 是非ともという方はございますか。

**伊藤** 大阪体育学会会長の伊藤です。総合型スポーツクラブですが、お金が掛かるんですよ。それが本当に青少年のスポーツ振興に役に立つのか。お金を払えない青少年はどうしたらいいのか。そういう大きな問題も、これからどんどん出てくるのだらうと思います。そういった時に、学校施設を利用したスポーツクラブの推進というものも考えていくべきだろうと。スポーツ庁ができた場合には、スポーツ庁の予算を使った学校へのスポーツ指導教員。文科省は体育の教員。体育の教員はスポーツクラブを見るというのではない。そういうような形で、地域を交えた学校施設を利用したスポーツ活動というのも考えてはどうかと少し言わせておいていただきます。

**森岡** 大阪では外部指導者ということを始めると聞いていますが、この話は、一つは運動部活動というのがあります。今回の学習指導要領の改定で、初めて総則に運動部活動という文言が出てきました。つまり、学校教育活動の一環として運動部活動をやるということです。ただし、教育課程外であることが打ち出されていて、文科省が発出する学習指導要領では、部活動もしっかりしなさいと書いてあります。しかしながら、先生がおっしゃったように、なかなか、部活動がうまくいっているところと、いっていないところがあって、外部指導者だけでは賄い切れない。例えば、お金は掛かるけれども、総合型クラブで子供

たちの選択の幅を広げていきたいと思いますという考えもあると思っています。我々が二者択一、クラブか部活動ではなくて、例えば、ヨーロッパみたいにクラブが放課後に面倒見るようなことをする。ただし、これはまた聞きなのですが、地域スポーツクラブが発達しているヨーロッパでは、日本の部活動のシステムはなんと素晴らしいものなのだと評価されています。ヨーロッパは学校が3時半に終わったら、クラブへみんな集まって、芝のあるコートで活動して、素晴らしいみたいに思われていますが、今、おっしゃったようにヨーロッパも貧富の差が激しくて、クラブにお金を払えない子供が、地域クラブでスポーツができない。その点、日本は、学校の中にボランティアな指導者がいて、施設があって、そこでタダで教えてくれる。これはなんと素晴らしいシステムだ。教えてほしいと言われたと、ついこの間1月にドイツに行ってきた人から聞きました。一方、部活動というのは、指導要領に書いています。我々はこうやって toto の資金も使いながらやっているの、双方がうまくいくような形を取り続けるのだらうと思っています。ちょっとお答えになったかどうか分かりません。

**成山** ありがとうございます。お話の総まとめとしまして、大学が重要なタスクを担っている。そして、そのタスクフォースをどのようにして考えていくのかというのが、今回のわれわれの課題だと感じました。

どうも貴重お話をありがとうございました。拍手でもう一度、御礼を申し上げたいと思います。(拍手)